

評価制度コース

「良い人材が退職していく」「会社にとっての良い人材が分からない」「なんだか育成が上手に進まない」
それらの問題は**評価制度が問題**である可能性があります。

① **評価制度に基づいた企業の求める人材（＝黒字社員）育成に必要な計画的教育制度**
会社におけるコア人材の特徴などを分析し、それに合った教育・採用を進めることが可能になります。

② 公平な業過による ES 向上

平等な評価はコア人材のモチベーション低下を引き起こします。一方で平等な評価は利益を上げない社員（＝赤字社員）にとって嬉しい仕組みです。会社にとって必要な人材は退職していき、赤字社員のぶら下がり組織となってしまいます。

③ 到達すべき目標の明確化による ES 向上

人のモチベーション向上の要因の 1 つに「目標が明確になったとき」というものがあります。正しい目標設定を行うことにより、個々の目標が明確になりモチベーション向上と共に ES 向上が実現されます。

④ マネジメントの効率化

公平な評価を行うため、個々の目標や課題が明確になります。そこからの確かなマネジメントを行うことができるようになるだけでなく効率向上も促進されます。

⑤ 人材の育成 CS 向上・利益拡大を行うための評価制度

ES 向上を正しい道で行うことにより、CS 向上へとつながります。CS 向上は利益の源泉であり、競合他社との差別化につながる大切なものです。

導入手順

1. 経営者様お打ち合わせ : 現状や抱える問題点、あるべき姿、今後の展望をお伺い致します。
2. 現状分析実施 : お伺いした内容を踏まえ、現状の評価制度についての分析を行います。
3. 現状分析結果報告 : 分析結果を報告させていただきます。同時に制度案を提示致します。
4. フレームワーク設計 : 評価軸など制度の全体像を構築していきます。
5. 評価基準設計 : 評価を行うに当たっての判断基準を具体化していきます。
6. 具体的評価項目設定 : 評価基準から具体的な評価項目を設定します。
7. 昇進・昇格設定 : 評価結果を昇進や昇格といった内容に結び付けていきます。
8. 評価者基準設定 : 評価する方の視点を貴社の基準に出来るだけ統一していきます。
9. トライアル運用・改善 : 3~6 ヶ月のトライアルを実施します。結果を改善していきます。
10. 本格運用 : 改善された内容にて本格的な運用を実施します。

※ 賃金制度と一緒にを行うことで、より会社に合った内容を実現することが可能です。

賃金制度コース

「残業代が心配」「賃金を下げることができない」「賞与で不満が多く出る」「給料を上げるタイミングが分からず退職者が出る」などの問題は**賃金制度で解決**できます。

① 違法性がある危険な給与体系の見直し

違法性のある給与体系は内部告発や退職者によって大変な損害を被ることがあります。合法的に会社に合った賃金形態を考えることが出来ます。

② 企業の方針や変化に対応できる賃金変動の実現

企業の方針や変化に応じて賃金を変動させたいものです。しかし、現実では違法性があるケースが多く実現出来ていません。会社のスケールに合った変化に対応できる賃金制度を実現します。

③ 残業トラブルへの対応

残業問題は企業の収益に大きく影響する問題です。残業代を払っていないケースも見受けられます。経営者としては非常にリスクが高い問題の1つです。会社に合ったリスクが少ない残業問題解決方法を賃金制度を通して実現していきます。

④ 公平な賃金配分による ES 向上

実績を基準とした賃金配分を行うことにより、モチベーション向上を促進することができます。また、その結果、ES 向上へとつながります。

⑤ 会社に有益な賞与設計

会社として賞与は多すぎても少なく過ぎてもいけません。賞与は会社の業績と結び付け従業員にも分かりやすい納得性のある賞与配分方法を実現します。

導入手順

1. 経営者様お打ち合わせ : 現状の賃金形態や残業状況などお話を伺わせて頂きます。
2. 現状分析 : 賃金形態や就業規則等より現状の分析をさせていただきます。
3. 現状分析結果報告 : 分析結果を報告させていただきます。同時に制度案を提示致します。
4. 賃金フレームワーク設計 : 賃金制度の概要を設計致します。
5. 賃金設計 : 賃金配分を設計していきます。
6. 賞与設計 : 会社の利益配分という意味合いでの賞与設計を行います。
7. 年間賃金シミュレーション : モデルケース等を考えシミュレーションを行います。
8. 既存従業員様の新賃金適用 : 既存従業員様に賃金を当てはめシミュレーションを行います。
9. 賃金差異の対応決定 : 現状賃金と大幅な差異が発生した場合における対応方法を決定します。
10. 新賃金制度運用開始 : 新賃金制度の運用を開始します。

※ 評価制度と同時に行うことで、より会社に合った内容を実現することが可能です。